

令和2年度大磯町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度大磯町の下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理面積	602	ヘクタール
2	年間総処理水量	3,347,240	立方メートル
3	一日平均総処理水量	9,171	立方メートル
4	主要な建設改良費		
(1)	雨水管整備工事	201,300	千円
(2)	污水管整備工事	634,850	千円
(3)	流域下水道建設負担金	13,478	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業収益	922,927	千円
第1項	営業収益	398,101	千円
第2項	営業外収益	524,826	千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用	922,927	千円
第1項	営業費用	752,490	千円
第2項	営業外費用	148,791	千円
第3項	特別損失	19,646	千円
第4項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額281,960千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,218千円、引継金104千円及び当年度分損益勘定留保資金216,638千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,340,849	千円
第1項	企業債	725,300	千円
第2項	出資金	242,828	千円
第3項	負担金等	15,056	千円
第4項	補助金	357,665	千円

支 出

第1款 資本的支出	1,622,809 千円
第1項 建設改良費	1,089,337 千円
第2項 企業債償還金	533,472 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ58,499千円及び62,470千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
複合機借上料	令和2年度から 令和7年度まで	1,934
電子計算機借上料	令和2年度から 令和7年度まで	1,245
排水設備設置等資金利子 補給金	令和2年度から 令和4年度まで	借入期間中における融資残高につき年利 3.0%以内の割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金とし て融資した金融機関に対 する損失補償	令和2年度から 令和4年度まで	排水設備設置等資金600千円の範囲内で 融資した金融機関がそのために損失を受 けた場合には600千円を限度として元金 及び期限後の利子

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	712,100	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換することができる。
相模川流域下水道事業	13,200	同上	同上	同上
計	725,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、725,300千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

58,070 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、307,172千円である。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄